

全国後期高齢者医療広域連合協議会 令和4年度広域連合長会議 会議要旨

日時：令和4年6月1日（水）15：00～16：00
場所：都市センターホテル 5階「オリオン」

(15：00 開会)

1 開会

2 会長挨拶及び情勢報告

- 後期高齢者医療制度については、健やかな老後のためには欠かすことの出来ない医療保険制度となっている。我々広域連合の役割が大変大きいものになっている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い3年ぶりの開催となった。
- 要望書を手交し、今後の制度の充実や改善に生かしていければと願っている。
また、時間に限りはあるが、厚労省との意見交換の場を設けているので、活発な議論をお願いしたい。

3 議事

(1) 令和3年度事業報告

- ・質疑なし、承認

(2) 令和3年度決算

- ・質疑なし、承認

(3) 令和4年度事業計画（案）

- ・質疑なし、原案のとおり承認

(4) 令和4年度予算（案）

- ・質疑なし、原案のとおり承認

(5) 役員の選任

- ・質疑なし

(6) 要望書（案）について

【質疑・意見】 宮本広域連合長（滋賀県）

次の3点を要望の中にぜひ反映いただきたい。

1点目、財政安定化基金を保険料の増加抑制のために、ストレートに活用できる仕組みとすることをしっかり明確化していただきたい。

2点目、滋賀県では、国保連合会から広域連合に職員を出せないかという話をしている。しっかりとした持続的な経営を行うため、国保連合会の職員が広域連合に出向できるよう、法制度をぜひ整えていただきたい。

3点目、第三者求償について、いち早い法整備が必要であり、調査権限をしっかりと広域連合に付与するということを明確化していただきたい。

【回答】横尾全国協議会会長

3点、財政と人事体制面と第三者行為求償についてご意見をいただいた。

今後の提案の中で対応していくということで、秋の要望活動の中で、法制面も含めて提案していきたい。

- ・原案のとおり承認

4 来賓紹介及び挨拶

- ・紹介：佐藤厚生労働副大臣、榎本審議官、本後高齢者医療課長

- ・挨拶：佐藤副大臣

- 後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度発足以来、10年以上が経過し、令和の時代を迎えることとなった。制度は十分に定着し、安心して医療を受けられる強固な基盤となっている。
- 後期高齢者医療制度の安定的な運営は、制度の現場を担う広域連合の努力と、国の政策への助言や協力があることであり、心より御礼を申し上げる。
- 将来にわたり、安心して医療を受けることができ、いきいきとした高齢期を過ごすことができるようにするため、広域連合が果たされる役割は、今後ますます大きくなる。厚生労働省としても、関係者の意見をしっかりと伺い、持続可能な制度の運営に努めていきたい。

5 要望書手交

- ・横尾会長から佐藤副大臣へ手交、要望内容の説明

- ・用務のため佐藤副大臣退席、

- ・退席に当たっての挨拶

- 制度の運営を担う広域連合の意見を拝聴する大変貴重な機会になり、改めて御礼申し上げます。
- 会長からお話しいただいた中で、特に2点申し上げます。
 - ① 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについては、10月1日の施行に万全を尽くすべく、引き続き広域連合と連携し、円滑な施行に向けて取組を進めていく。
 - ② 標準システムの機器更改に向けては、適時適切に情報提供を行うとともに、広域連合の意見等を伺いながら、必要な機能の開発を進めていく。
- その他詳細は、後ほど担当局から回答があるが、いずれにせよ、頂戴した要望をしっかりと受け止め、今後も制度を適切に運営していく。

6 厚生労働省と意見交換

【質疑①】原口広域連合長（埼玉県）

広域連合の職員は、全て市町村からの派遣職員で構成されているため、2・3年で入れ替わってしまい、運営体制としてはいささか心もとないと感じている。後期高齢者医療制度の運営体制について今後の方向性がはっきりせず、常勤職員を採用するのも困難な状況にある。

今後もこの制度を引き続き広域連合が担っていくのかどうかについて、何かお考えがあればお伺いしたい。

【質疑②】 宮本広域連合長（滋賀県）

窓口負担割合の見直しに関して、保険証については今年8月と10月に2回交付するというこ
とで、大きな混乱が生じかねないと思っている。激変緩和措置を行うに当たり事前に口座登録
をすることとしているが、特殊詐欺に利用されるのではないかと大変懸念を持っている。

是非、警察庁または消費者庁と連携して万全の広報活動を行っていただきたい。我々広域連
合も努力するが、国の責務としてしっかりと広報活動をお願いしたい。

【回答】 本後課長

（質疑①について）

制度の安定には広域連合の尽力があつてこそであり、すぐに体制を変えるということではな
い。

一方、医療全体の政策の中で都道府県のガバナンスを少し強化すべきではないか、という議
論が上っている。

その議論の一つとして、昨年の骨太の方針の中でも、現在、広域連合による事務処理が行わ
れている後期高齢者医療制度の在り方については、中長期的な検討課題に上っているところ。
これについては、横尾会長も委員になっておられる社会保障審議会医療保険部会の中でもか
なり議論いただき、「短兵急にこういった議論を進めるべきではない。しっかり自治体と協議し
て進めるべきだ」という意見をいただいている。

今すぐ議論するという段階ではないが、議論を進める場合には、しっかり意見を伺いながら
進めていきたい。

（質疑②について）

2割負担の施行については、しっかりと周知広報すべきだと思っている。保険証の交付の仕
方が例年と違い2回の交付になり、広域連合とも連携しながら周知をしていく。

配慮措置については口座登録を事前に行なうことになっており、詐欺ということが懸念され
る。

既に警察庁・消費者庁と連携して、リーフレットや資料作成という形で、連携しながら進め
ている。施行に当たり、引き続き配慮して実施していきたい。

横尾会長や宮本連合長がお話しされたとおり、国からの情報提供は訴求力がある。施行に向
けて、その点はしっかりと留意しながら進めていきたい。

7 閉会（16：00 会議終了）